

長岡京市消防団事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、消防団事業の円滑な遂行に寄与するため、予算の範囲において長岡京市消防団事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、長岡京市消防団規則（昭和36年長岡京市規則第1号）に定める長岡京市消防団及び市内各分団とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、前条の交付対象者が実施主体となり行う次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域防災力を活性化する活動・事業
- (2) 消防団員の能力を向上させる活動・事業
- (3) 消防団員の加入促進活動・事業
- (4) 上記各号に定めるもののほか、特に市長が相当と認める事業

(補助金対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費に対する補助率は10分の10以内とし、別表2に定める金額を上限とする。ただし、千円未満の端数については切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、長岡京市消防団事業補助金交付申請書（第1号様式）を指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 事業に係る収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市消防団事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付を申請した者は、前条の通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第10条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して長岡京市消防団事業補助金事業計画変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市消防団事業補助金事業計画変更承認書(第6号様式)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第11条 補助事業者は、事業の完了後、次に掲げる書類を添付して、長岡京市消防団事業補助事業終了報告書(第7号様式)を事業終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第8号様式)
- (2) 収支決算書(第9号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第12条 市長は、前条の事業終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市消防団事業補助金確定通知書(第10号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市消防団事業補助金交付請求書(第11号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第14条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告を受けた場合において、その報

告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の特例)

第15条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、第13条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、第7条第1項の交付決定通知書の写しを添付して、長岡京市消防団事業補助金概算交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付取消し等)

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。

(3) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(4) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第15条の規定による補助金の概算交付を受けた場合における、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対してその差額を返還させることができる。

(延滞金)

第18条 市長は、前条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分	経費の種類
報償費	講師、協力者等への謝金等
消耗品費	会議資料、ポスター等の用紙、事務用品等
燃料費	炊出しの燃料等
食糧費	会議及び訓練等の飲料、消防操法大会出場者の昼食等
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷製本費、写真現像等
修繕料	消防団所有物等の軽微な修繕
通信運搬費	郵便料、運搬料等
手数料	筆耕、制服等加工手数料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両、機器、用品類等の借上料等
テレビ聴取料	NHKテレビ受信料
その他の経費	市長が必要と認める経費

別表2（第5条関係）

	補助額
長岡京市消防団本部	800,000円
各分団	50,000円

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体名：

代表者名：

長岡京市消防団事業補助金交付申請書

年度 長岡京市消防団事業補助金の交付について長岡京市消防団事業補助金
交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

第3号様式(第6条関係)

収 支 予 算 書

団 体 名 :

代 表 者 名 :

【収 入】

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
合 計		

【支 出】

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
合 計		

(注) 支払科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市消防団事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金について、長岡京市消防団事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1. 補助見込額：金 円

2. 補助条件

- (1) 長岡京市消防団事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) この補助金は、長岡京市消防団事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用してはならないこと。
- (3) 当該事業を実施するために要した経費の収入、支出を記載した整理簿、資料等を備えておき、長岡京市長から資料請求があればこれに応じること。

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名 :

代表者名 :

長岡京市消防団事業補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定通知を受けた標記の補助金について、事業計画を変更したいので長岡京市消防団事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 申請及び決定年月日 申請 年 月 日

決定 年 月 日

2. 変更理由

添付書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更後の収支予算書

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市消防団事業補助金事業計画変更承認書

年 月 日付けで事業計画変更承認申請を受けた標記の補助金について、長岡京市消防団事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更承認をしましたので通知します。

1. 補助見込額 金 円

2. 承認条件

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名 :

代表者名 :

長岡京市消防団事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で交付決定通知を受けた標記の補助金について、事業を終了したので、長岡京市消防団事業補助金交付要綱第11条の規定により、別紙関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 完了年月日 年 月 日

2. 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

第9号様式(第11条関係)

収 支 決 算 書

団 体 名 :

代表者名 :

【収 入】

(単位：円)

科 目	決 算 額	説 明
合 計		

【支 出】

(単位：円)

科 目	決 算 額	説 明
合 計		

上記のとおり報告します。

第10号様式（第12号関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市消防団事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号をもって交付決定をした標記補助金について、長岡京市消防団事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、交付額を確定したから通知する。

記

交付確定額：金 _____ 円

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体名：

代表者名：

長岡京市消防団事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で、交付決定を受けた標記補助金について、
長岡京市消防団事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求
します。

記

請求額 金 円

第12号様式（第15条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体名：

代表者名：

長岡京市消防団事業補助金概算交付請求書

年 月 日付 第 号で、交付決定を受けた標記補助金について
事業の性質上、事業施行前に補助金等の交付を受けなければ今年度の事業を実施する
ことができないので、長岡京市消防団事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、
下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 概算交付が必要な理由

3. 添付書類

交付決定通知書の写し